

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
技術提案説明書

〔中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託-2〕

中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託-2 に関する技術提案説明書

1. 業務の名称および概要

1) 業務名称

中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託-2

2) 業務目的

大阪は江戸時代から「浪華八百八橋」と称され、橋と市民生活は密接に関わってきた。これまで本市では、昭和 53 年度に橋梁環境整備事業を計画して既設橋の改装を進めるとともに、昭和 58 年には「ライトアップ大阪計画」を策定し、橋梁のライトアップを実施してきた。以降も、行政・民間・有識者で構成する委員会等により、2004 年策定の「光のグランドデザイン」や各種ライティング計画を踏まえつつ、大阪府・大阪市等が連携して、水の回廊における橋梁の夜間演出の創出に取り組んできた。

現在の本市のライトアップ方針は、行政・民間・有識者で構成する「光のまちづくり推進委員会」により策定された「大阪光のまちづくり 2030 構想」に基づき、中之島の夜間景観の質の向上とライトアップの持続化を図るものである。これにより、水都大阪に定着した中之島の夜間景観をさらに充実させ、世界に誇る「水と光のシンボル空間」を創出し、大阪のさらなる成長につなげていくこととしている。

こうした取組の中、水都大阪のシンボルゾーンである八軒家浜周辺では、八軒家浜船着場を拠点に多くの船が運航しており、国内外へ発信すべく「水と光のウォーターショー」が行われている。また、水と光のシンボルエリアである中之島エリアにおいても、大阪府・大阪市・経済界等が連携し、護岸・樹木・橋梁・周辺建物等のライトアップを実施するなど、水都大阪の特性を活かした夜間景観の創出により、水辺の魅力向上、舟運の活性化、国内外からの集客促進を図り、まちのさらなる活性化が期待されている。

一方で、中之島エリアでは現在 13 橋でライトアップを実施しているものの、長年の運用により機器の経年劣化が進んでおり、今後は計画的な更新が必要である。加えて、まち全体の再開発が進む中、町並みの環境変化に応じて「周辺環境との調和を考慮した橋梁ライトアップコンセプト」の見直しも求められる。

また、橋梁のライトアップ整備を進めるにあたっては、「大阪光のまちづくり 2030 構想」に基づくエリアコンセプトや周辺景観に調和したデザインとの整合を確保するとともに、護岸・樹木・周辺建物等の各施設と一体的なライトアップを行い、他管理者とも連携した効果的かつ戦略的な整備が必要である。

さらに大阪府では、令和 8 年度以降の護岸等のライトアップ整備に向け、令和 7 年度に既存護岸ライトアップ施設等の現状把握や大規模リニューアルに向けた中之島全体のコンセプト、整備手法等の調査検討が実施されている。これらの検討内容を踏まえつつ、本市橋梁についても、橋梁ライトアップのリニューアル計画を策定することが求められる。

本業務は、上記の背景を踏まえ、中之島等に架かる橋梁のライトアップについて多角的な調査・検討を行い、計画の立案等を行うものである

3) 業務内容

- ①現状評価等（16 橋）
- ②デザイン基本検討（6 橋）
- ③基本計画の立案（照射実験含む）（2 橋）
- ④ライトアップ詳細設計（2 橋）
- ⑤橋梁ライトアップリニューアル計画の策定

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書（案）を参照すること。

4) 技術の提案

本業務においては、次の点について高度な技術的検討が必要となるため、技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。

- ① 中之島エリアでは、大阪府・大阪市・経済界等が連携し、護岸・樹木・橋梁・周辺建物等のライトアップを実施することで、水都大阪の特性を活かした夜間の都市景観を創出している。こうした取組により、水辺の魅力向上や舟運の活性化、国内外からの集客促進を図り、まちのさらなる活性化が期待されている。

現在、中之島エリアにおいては、13 橋のライトアップを実施しているが、古くからライトアップを実施してきたことにより、機器の経年劣化が進んでおり、今後、計画的なライトアップ機器のリニューアルが必要である。

ライトアップ整備を進めるにあたっては、「大阪光のまちづくり 2030 構想」に基づくエリアコンセプトや周辺景観に調和したデザイン等との整合性を確保するとともに、護岸・樹木・周辺の建物等さまざまな施設と一体的なライトアップを実施する必要がある。さらに、大阪府では、令和 8 年度以降のライトアップ整備に向け、令和 7 年度に既存護岸ライトアップ施設等の現状把握や大規模リニューアルに向けた中之島全体のコンセプト、整備手法等の調査検討が実施されている。

このような中之島エリアにおける現状や周辺を取りまく状況などを踏まえた上で、中之島にかかる橋梁のライトアップのリニューアル計画を策定するにあたっての課題や留意点を挙げるとともに、課題解決に向けた対応策とその検討プロセスを提案してください。

- ② 八軒家浜を中心とするエリアでは現在、八軒家浜船着場を拠点として多数の船舶が運航しているほか、水辺の観光拠点としての魅力向上および発信を目的に「水と光のウォーターショー」が実施されている。また、大阪の象徴である浪華三大橋（難波橋・天神橋・天満橋）についても、夜間景観の向上を図るためライトアップが実施されている。

水都大阪のシンボルゾーンに位置付けられる本エリアにおける護岸、樹木、周辺建築物等の関連施設と一体となったライトアップを重点的かつ戦略的にリニューアルすることにより、夜間景観の質の向上、回遊性の向上および観光・賑わい創出等の事業効果の最大化が期待される。

そうした中で、橋梁のライトアップ整備にあたっては、各橋梁の構造的特性および意匠上の特徴を踏まえ、川沿いの遊歩道、周辺施設、船上、橋上等の多様な視点場からの見え方を整理するとともに、周辺景観との調和等の条件を総合的に勘案し、一体的な「光の景観」を念頭に置く必要がある。

そこで、八軒家浜を中心とするエリアに位置する浪華三大橋をライトアップリニューアルするにあたって、各橋のそれぞれの特徴を踏まえつつ、ライトアップ整備における課題や留意点をそれぞれの橋梁毎に挙げるとともに、課題解決に向けた対応策とその検討プロセスを提案してください。

5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

6) 履行場所

本市指定場所

7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ① 電子データ 2 部（CD-R または DVD-R）
- ② 紙ベース 1 部（A 4 判パイプ式ファイル）
- ③ 設計図 1 部（A 3 判パイプ式ファイル）

8) その他

本業務の特記仕様書（案）は別添資料のとおりである。

2. 公募資料の交付方法

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。

【大阪市 HP→組織一覧→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件（中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託-2）】

3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

1) 参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は次のとおりである。

（単体企業に関する条件）

- ① 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」または「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和 8・9・10 年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。（建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること）
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当していない者。
- ⑥ 平成 28 年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務 1 かつ規定業務 2 について、元請として従事した業務実績を有していること。

【規定業務】

1. 橋梁のライトアップの実施に向けた実証実験
2. 橋梁のライトアップの基本検討または基本設計

（共同企業体の代表者と構成員に関する条件）

- ① 共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者が建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」または「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、かつ令和 8・9・10 年度本市入札参加資格者名簿の種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。（建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること。）
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式-6 の 1）および業務委託特別共同企業体協定書（様式-6 の 2）の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他の構成する共同企業体または単体で参加することはできない。
- ⑦ 代表者または構成員により、平成 28 年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務 1 かつ規定業務 2 について、元請として従事した業務実績を有していること。

【規定業務】

1. 橋梁のライトアップの実施に向けた実証実験
2. 橋梁のライトアップの基本検討または基本設計

2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 配置予定技術者の資格

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者であり、それぞれ以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及び W T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当または R C C M 相当との国土交通

大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

＜管理技術者＞

次のア～エのいずれかに該当すること。

- ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」または「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般並びに都市及び地方計画」または「建設一般並びに鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。）
- エ RCCM（都市計画及び地方計画）または（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。

＜照査技術者＞

次のア～エのいずれかに該当すること。

- ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」または「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般並びに都市及び地方計画」または「建設一般並びに鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。）
- エ RCCM（都市計画及び地方計画）または（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。

② 配置予定技術者の業務実績

＜管理技術者＞

平成 28 年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務 1 または規定業務 2 について、元請の技術者として従事した実績を有していること。共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

- 1. 橋梁のライトアップの実施に向けた実証実験
- 2. 橋梁のライトアップの基本検討または基本設計

＜照査技術者＞

平成 28 年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務 1 または規定業務 2 について、元請の技術者として従事した実績を有していること。共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

- 1. 橋梁のライトアップの実施に向けた実証実験
- 2. 橋梁のライトアップの基本検討または基本設計

＜担当技術者＞

平成 28 年度以降の官公庁発注による「橋梁のライトアップ演出に関するデザイン業務もしくはデザイン監修業務」（規定業務）について、デザイン監修の技術者として従事した実績を有していること。

4. 参加表明

1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和8年9月8日（火）17時30分までに、大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）まで①～⑤を持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥、⑦も提出すること。

なお、本プロポーザルの提案資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合がある。

- ① 参加表明書（様式－1）
- ② 企業の過去10年間の規定業務に関する実績（様式－2）
- ③ 業務実施体制（様式－3）
- ④ 予定技術者の経歴等（様式－4）
- ⑤ 予定技術者の過去10年間の規定業務実績（様式－5）
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式－6の1）
- ⑦ 業務委託特別共同企業体協定書（様式－6の2）

2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式－1～6（A4判）に示されるとおりとする。なお文字サイズは10ポイント以上とする。

3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績	・ 参加表明書の提出者が過去に受託した 3. 1) に規定する業務の実績について 1 件以上記載する。 ・ 記載する業務は平成 28 年度以降に完了した官公庁発注の元請けによる業務とする。 ・ 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。 ・ 記載様式は様式－2 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。
業務実施体制	・ 各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。 ・ 共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 ① 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ② 各構成員は、実施する分担業務に応じて担当技術者を 1 名以上配置すること。 ③ 代表者が管理技術者、照査技術者を配置すること。 ④ 1 つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者・照明デザイナー等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 なお、作成にあたっては、過去に実施した類似案件のプロポーザルにおいて意見聴取を行った学識経験者と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。 ・ 記載様式は様式－3 とする。 ※業務の主たる部分とは、印刷などの軽微な業務を除く業務とする。
予定技術者の経歴等	・ 配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。 ・ 規定業務の実績を 1 件以上記載する。なお、平成 28 年度以降に完了した官公庁発注の元請けの技術者として実施した業務を対象とする。 ・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 記載様式は様式－4 とする。 ・ 各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。
予定技術者の過去 10 年間の規定業務実績	・ 配置予定の技術者が過去に従事した規定業務の実績または経験について 1 件毎記載する。 ・ 記載する規定業務は平成 28 年度以降に完了した官公庁発注の元請けの技術者として実施した業務とする。 ・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕

	様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部を添付すること。 ・記載する様式は様式一５とし、図面、写真等を引用する場合も含めＡ４判１枚以内に記載する。
--	---

４）参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

① 提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため持参すること（郵送等は認めない）。

② 提出先〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

③ 提出期限

令和 8 年 9 月 8 日（火）17 時 30 分

５）参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

① 質問は、書面（書式自由、Ａ４判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

Ⅰ．質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

e メールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

Ⅱ．質問の受付期間

掲示の日から令和 8 年 8 月 28 日（金）17 時 30 分（必着）

② 質問に対する回答は、令和 8 年 9 月 2 日（水）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合があります。

６）技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

① 技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙 A のとおりとする。

② 技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和 8 年 9 月下旬頃にメールにて参加者に通知する。

７）非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して 5 日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、Ａ４版とする）にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし説明請求は持参による。

① 受付場所 ４．４）に同じ

② 受付時間 9 時～17 時 30 分（ただし、12 時 15 分～13 時は除く）

５．技術提案書の特定

１）技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するもので

あり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は様式ー 7 ～10 (A 4 版) とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、提案書 (様式ー 7 を除く) に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－８とする（A４判片面１枚）。
特定テーマに対する技術提案	・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。 ・記載にあたり、概念図、出典を明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。 ・記載様式は様式－９とし、テーマ毎にA４判片面３枚以内に記載する。 ・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。なお、作成にあたっては、過去に実施した類似案件のプロポーザルにおいて意見聴取を行った学識経験者と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。
その他	・提出要請書に対する意見、特記仕様書等に表示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。 ・なお、代替案については業務内で実施するものとし、見積書の算出に含めること。 ・記載様式は様式－１０とし、A４判片面１枚以内に記載する。
見積書	・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。 ・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。 ・記載様式は特に定めないが、A４判１枚に内訳が分かるものを記載する。

4) 業務規模

業務規模の上限を 10,300 万円（消費税及び地方消費税込み）とする。

5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ① 資料名：護岸ライトアップ施設のリニューアル計画調査検討業務（R8.3） 成果品の一部
 大阪市の橋梁ライトアップ（H25.3）
 水の回廊にかかる橋梁の修景等検討業務委託（R7.3）成果品
 橋梁一般図及び橋梁ライトアップ詳細図面
- ② 閲覧場所：〒559-0034
 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階
 大阪市建設局道路河川部橋梁課 電話(06)6615-6818
- ③ 閲覧期間：技術提案者の決定通知を受領した日から技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

8) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

- ① 提出方法 : Word データを提出すること
- ② 提出先 : la0083@city.osaka.lg.jp
- ③ 提出期限 : 令和8年10月16日(金)17時30分 必着

9) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙Bのとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式ー7～10を併せて審査を行う。

10) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

- ① ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。
- ② ヒアリング時の追加資料は受理しない。

11) 技術提案書に関する質問の受付および回答

- ① 質問は、書面(書式自由、A4判とする)により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)

電話 06-6615-6664

eメールアドレス: la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和8年9月30日(水)17時30分(必着)

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで

- ② 質問に対する回答は、令和8年10月5日(月)より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合があります。

12) 技術提案書の特定について

- ① 提出された技術提案書の中から、9)により最も優れた技術提案書を特定することとしているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点(実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計)の得点率が50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。
- ② 技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和8年11月上旬頃に参加者に通知する。
- ③ 技術提案書を特定された者との契約は、通知後、1か月を目途に行うこととする。

13) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。
- ③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を

含まない。)に書面により行う。

④ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

I. 受付場所：4. 4)の提出場所と同じ

II. 受付日時：9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

6. その他の留意事項

- 1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3) 参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る入札参加停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- 4) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。ただし、提出された資料の内容確認のために、補足資料の提出を求める場合がある。
- 5) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。ただし、本市は提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
技術提案は、その提案内容が工業所有権等の排他的権利による制約がなく一般的に使用されているものである場合は、本市は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、工業所有権等とは、工業所有権（特許、実用新案、意匠、商標）及び著作権等の知的財産権とする。
- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- 7) 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 9) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きについて意見聴取を行う学識経験者を有する委員会の委員と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。
- 10) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 11) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 12) 参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が参加表明書提出時点からの増加量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないようにすることとし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を以下のa)～c)までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。
 - a) 当該管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - b) 当該管理技術者等と同等の技術者資格を有する者
 - c) 手持ち業務量が当該業務の予定管理技術者の参加表明書提出時点の手持ち業務量を超えない者

- 13) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式－11）を提出すること。
- 14) 契約締結後、技術提案書に記載した内容については、原則履行しなくてはならない。
ただし、監督職員から別途指示がある場合は除く
- 15) 本プロポーザルに係る契約の締結については、令和8年度大阪市予算成立を条件とする。予算が成立せずに契約締結を行わない場合に、実施事業予定者において損害が生じても、その損害について本市は一切負担しない。

資格審査基準

(中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託-2)

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」または「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者が建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」または「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、かつ令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿の種目「500建設コンサルタント」に登録していること。	
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の業務実績の内容	平成28年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務1かつ規定業務2について、元請として従事した業務実績を有していること。 共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により、下記の規定業務1かつ規定業務2について、元請として従事した業務実績を有していること。 【規定業務】 1.橋梁のライトアップの実施に向けた実証実験 2.橋梁のライトアップの基本検討または基本設計	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当すること。 ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」または「鋼構造及びコンクリート」とするものに限り）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般並びに都市及び地方計画」または「建設一般並びに鋼構造及びコンクリート」とするものに限り）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。 エ RCCM（都市計画及び地方計画）または（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成28年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務1または規定業務2について、元請の技術者として従事した実績を有していること。 共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。 【規定業務】 1.橋梁のライトアップの実施に向けた実証実験 2.橋梁のライトアップの基本検討または基本設計	様式-5を審査する

配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当すること。 ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」または「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般並びに都市及び地方計画」または「建設一般並びに鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。） ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。 エ RCCM（都市計画及び地方計画）または（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成28年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務1または規定業務2について、元請の技術者として従事した実績を有していること。 共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。 【規定業務】 1.橋梁のライトアップの実施に向けた実証実験 2.橋梁のライトアップの基本検討または基本設計	様式-5を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	担当技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成28年度以降の官公庁発注による「橋梁のライトアップ演出に関するデザイン業務もしくはデザイン監修業務」（規定業務）について、デザイン監修の技術者として従事した実績を有していること。	様式-5を審査する
業務実施	業務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ※業務の主たる部分とは、 本業務における印刷などの軽微な業務を除く業務とする。	様式-3を審査する

技術提案書評価基準

(中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託-2)

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(1) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑮の項目毎にA、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

〈計算方法〉

A の場合は、配点×5/5点

B の場合は、配点×3/5点

A'の場合は、配点×4/5点

B'の場合は、配点×2/5点

C の場合は、0点

特定 テーマ1	内容	中之島エリアでは、大阪府・大阪市・経済界等が連携し、護岸・樹木・橋梁・周辺建物等のライトアップを実施することで、水都大阪の特性を活かした夜間の都市景観を創出している。こうした取組により、水辺の魅力向上や舟運の活性化、国内外からの集客促進を図り、まちのさらなる活性化が期待されている。 現在、中之島エリアにおいては、13橋のライトアップを実施しているが、古くからライトアップを実施してきたことにより、機器の経年劣化が進んでおり、今後、計画的なライトアップ機器のリニューアルが必要である。 ライトアップ整備を進めるにあたっては、「大阪光のまちづくり 2030 構想」に基づくエリアコンセプトや周辺景観に調和したデザイン等との整合性を確保するとともに、護岸・樹木・周辺の建物等さまざまな施設と一体的なライトアップを実施する必要がある。さらに、大阪府では、令和8年度以降のライトアップ整備に向け、令和7年度に既存護岸ライトアップ施設等の現状把握や大規模リニューアルに向けた中之島全体のコンセプト、整備手法等の調査検討が実施されている。 このような中之島エリアにおける現状や周辺を取りまく状況などを踏まえた上で、中之島にかかる橋梁のライトアップのリニューアル計画を策定するにあたっての課題や留意点を挙げるとともに、課題解決に向けた対応策とその検討プロセスを提案してください。
特定 テーマ2	内容	八軒家浜を中心とするエリアでは現在、八軒家浜船着場を拠点として多数の船舶が運航しているほか、水辺の観光拠点としての魅力向上および発信を目的に「水と光のウォーターショー」が実施されている。また、大阪の象徴である浪華三大橋（難波橋・天神橋・天満橋）についても、夜間景観の向上を図るためライトアップが実施されている。 水都大阪のシンボルゾーンに位置付けられる本エリアにおける護岸、樹木、周辺建築物等の関連施設と一体となったライトアップを重点的かつ戦略的にリニューアルすることにより、夜間景観の質の向上、回遊性の向上および観光・賑わい創出等の事業効果の最大化が期待される。 そうした中で、橋梁のライトアップ整備にあたっては、各橋梁の構造的特性および意匠上の特徴を踏まえ、川沿いの遊歩道、周辺施設、船上、橋上等の多様な視点場からの見え方を整理するとともに、周辺景観との調和等の条件を総合的に勘案し、一体的な「光の景観」を念頭に置く必要がある。 そこで、八軒家浜を中心とするエリアに位置する浪華三大橋をライトアップリニューアルするにあたって、各橋のそれぞれの特徴を踏まえつつ、ライトアップ整備における課題や留意点をそれぞれの橋梁毎に挙げるとともに、課題解決に向けた対応策とその検討プロセスを提案してください。

〈評価シート〉

評価シート						
評価項目		評価の着眼点	配点			備考
			項目別	複数時 配分	項目別 配分	
者の 配置 経験 能力 及 び 技術	管理 技術者	過去10年間の規定業務の実績	30	10	5	①
		専任性（他の業務との兼任状況）			5	②
	照査 技術者	過去10年間の規定業務の実績		5	5	③
	担当技術者	過去10年間の規定業務の実績		15	15	④
表・フ そのロ 、ロ 、他ー 、工 、施針 、実 、施 、工 、程	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	20	5	5	⑤
		業務実施手順（フロー・工程表）		10	5	⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性			5	⑦
	その他	重要事項の指摘		5	5	⑧
特定 テーマ に対する 技術 提案	特定 テーマ 1	的確性	50	20	5	⑨
		キーワードの網羅			5	⑩
	実現性	説得力があるか			5	⑪
		独創性			5	⑫
	特定 テーマ 2	的確性		30	5	⑬
		キーワードの網羅			5	⑭

		実現性	説得力があるか			5	⑮
		独創性	独創的で高度な提案があるか			15	⑯
合計(100 点満点)				100			

(2) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点				A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	管理技術者として規定業務の両方に従事した	管理技術者として規定業務のいずれかに従事した	担当技術者として規定業務の両方またはいずれかに従事した	—	—	①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が 2 億円未満かつ件数が 5 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 3 億円未満かつ件数が 8 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	左記以外	②
	照査技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	管理技術者として規定業務の両方に従事した	管理技術者として規定業務のいずれかに従事した	照査技術者または担当技術者として両方またはいずれかに従事した	—	—	③
	担当技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	独創的で高度な光の演出であった	—	左右に該当しない	—	一般的であり提案に工夫がない	④

(3) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

ただし、業務に適合しない提案については評価の対象としない。

評価項目		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
業務方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容が十分に理解されている	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容の理解が不十分である	⑤
	業務実施手順（フロー・工程表）	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である	—	左右に該当しない	—	業務の実施手順に矛盾がある	⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量が適切に把握されており、不測の事態にも対応できる人員配置である	—	左右に該当しない	—	業務量の把握が不適切である	⑦
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策が提案されている	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がない	⑧
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	課題や留意点の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑨
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満である	⑩
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されており説得力のない提案	⑪
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	一般的であり提案に工夫がない	⑫
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題や留意点の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑬
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満である	⑭
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されており説得力のない提案	⑮
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	一般的であり提案に工夫がない	⑯